

下諏訪町第六区 自主避難ルール

第六区・第六区自主防災会
平成29年12月作成(ver,1.0)

はじめに・・・

第六区では、災害の発生に備え、地域住民が相互に協力する事で、安全に避難するルールを策定しました。
以下の内容を熟読していただき、いざという時の生命を守る為の備えにして下さい。

避難勧告や避難指示(緊急)を発令する事が予想される場合

避難準備・高齢者等避難開始

大雨注意報・大雨警報

- ・警戒態勢をとり、いつでも避難できる準備
- ・要配慮者は避難開始
- ・家族の安否状況確認

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難勧告

土砂災害警戒情報

- ・避難所へ避難
- ・より安全な場所へ避難

災害が発生するなど、状況がさらに悪化し人的被害の危険性が非常に高まった場合

避難指示(緊急)

大雨特別警報

- ・**まず自らの生命を守る行動**
- ・直ちに避難
- ・状況により自宅内の安全な場所に移動

これらの情報が発令されなくても、身の危険を感じたら避難を開始すること。

◆ 災害に備えて、平常時より備えを怠らないこと。

1. 家族会議を行ない「災害時の我が家のルール」を話し合っておく。

- ①防災マップを活用し、自宅周辺の危険箇所・避難経路を確認しておく。
(避難経路は、夜間にも歩いて危険箇所の有無を確認)
- ②非常時の家族間の連絡方法を決めておく。(災害伝言ダイヤル等)
- ③非常時用備品、非常持出品とその保管場所を確保しておく。
(季節による入替えや、消費期限品はローリングストックを行なう)
- ④消火、防災救護資機材の準備をしておく。
(消火器、バケツ、ジャッキ、バール、ロープ、スコップ、手袋等)
- ⑤避難する際の対応を確認しておく。(火の元、電源ブレーカーの確認等)
- ⑥防災に対する心構えを常に持ち、予報や気象情報に注意を払う。

2. 地区(班)毎に連絡網などによる連絡方法を決め、訓練を行なう。

- ①要配慮者について名簿を作成し、本人の同意を得て共有する。
- ②要配慮者への支援方法と担当及び個別の避難計画を決め、地区(班)毎で共有する。
(要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する方々)
- ③各班の世帯人数の把握と、避難時に班内全員の避難状況・安否情報が確認できる様、用紙を準備しておく。
- ④地区(班)毎に連絡方法を決めておき、連絡網訓練を通し災害時の安否確認が出来るようにしておく。
- ⑤地区(班)の責任者の不在時対応として、代行者を決めておく。
- ⑥毎年、総合防災訓練の際にその年の自主防災会の役割に応じた活動を確認し、訓練を行う。
- ⑦自主防災会で行う防災訓練に、家族全員が積極的に参加する。

3. 非常時用備品、非常持出品を揃える。

平成28年に配布した「防火・防災コンパクトガイド」の防災用品チェックリストに記載されている備品を参考に備える。
非常食・水は三日から一週間を目安にする。

◆ 災害が発生しそうな時は・・・

1. 家庭では・・・

- ①テレビ、ラジオ、Web等からの気象・雨量その他災害情報を入手する。
(町の配信メールに登録し、災害情報を入手する)
- ②非常持出品の確認を行なう。
- ③家族で連絡を取り合い、居場所や行動の確認を行なう。
- ④自宅周辺の異常な現象・災害等を発見したら「119」へ通報する。
同時に近隣住民、町内会長(組長)へ連絡する。
《異常現象とは》
【溢水・洪水】①川、沢の水量が増加する。 ②川、沢の水が濁る。
③川石がゴロゴロ音を立てて流れる。
【土石流】 ①雨が降っているのに川の水が減る。
②地鳴りや山鳴りがする。
【崖崩れ・地滑り】 ①地面の陥没や隆起が起きる。
②斜面から水が噴き出す。 ③小石が落ちてくる。
④地面がひび割れる。⑤山石がぶつかる臭いがする。等

2. 隣近所では・・・

- ①班長又は班長代行者は、構成世帯へ避難を促す。
- ②要配慮者に対し、具体的な(個別の)避難計画の指揮を執る。
- ③要配慮者に対し、支援者(近隣住民)と協力し、災害の状況に配慮しつつ早めに対応をとる。
- ④住民同士での対応困難な場合は、消防や警察に早めに連絡する。

3. 自主防災会では・・・

- ①本部長は、第六区災害対策本部を、原則として本部長在住の公会所に設置する。
- ②町内会長(組長)と連絡を取り合い、各地区の状況を把握する。
- ③消防団と連携した広報活動を行なう。

◎ 避難する時は・・・

1. 《住居に関する事》

- ①火の元(ガスコンロ、ストーブ、煙草の火等)を消火する。
- ②電気はブレーカーを切り、電化製品のプラグを抜く。
- ③戸締りを忘れない。

2. 《服装に関する事》

- ①帽子、ヘルメット等頭部を保護する物を被る。
- ②徒歩で移動する為、動きやすく底の丈夫な靴を履く。
- ③冠水時は長靴は避ける。(水が入り歩き難くなる)
- ④非常持出品は背負い、両手は開けておく。

3. 《家を離れる際の行動に関する事》

- ①外出中の家族の為に伝言メモを残す。
- ②家財や金品に固執せず、速やかに行動を起こす。
- ③道路上に車を放置する時は、緊急車両の妨げにならないよう配慮する。

【緊急連絡先(市外局番 0266)】

- ・諏訪広域消防本部(火災・救急・災害) **119** (局番なし)
- ・下諏訪町役場(危機管理室) 27-1111
- ・下諏訪町交番 27-0110
- ・下諏訪町消防署 28-0119
- ・諏訪警察署 57-0110
- ・長野県諏訪建設事務所(整備課) 57-2936
- ・新和田トンネル管理事務所 0266-88-2271